

平成24年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|---|-------|-------|------------|--------------------------|------------------------------------|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 1 | 青少年安全 | 青少年 | 非行防止対策グループ | 守口市教育委員会 | 守口少年サポートセンター事務室の賃貸借契約の締結及び経費支出について | 20120401 | 20130331 | 900,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特別な目的(非行少年等の早期発見及び保護)を有する業務のため、物件契約先が特定される。 |
| 2 | 東京事務所 | 東京事務所 | 調査グループ | 日本交通 株式会社 赤坂営業所 所長 佐藤 真吾 | ハイヤー借上料 | 20120401 | 20130331 | 1,066,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 関東運輸局長の認可料金となっているため |
| 3 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 日本GE株式会社 | 自動車賃貸借契約の締結並びに経費の支出について | 20120402 | 20140227 | 1,111,110 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務が特定のものでしか履行することができないため(継続活用が有利なため) |
| 4 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 太田 幸光 | 災害対策要員公舎にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,150,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 災害対策用公舎として借り上げる要件(災害時の初動体制の迅速な確立等)を具備しており、価格も適正であると認められるため。 |
| 5 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 坪田 文代 | 災害対策要員公舎(河川環境課長)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,176,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 6 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 株式会社 エイベックスコミュニティ | 災害対策要員公舎(参事(防災計画担当)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,188,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 7 | 東京事務所 | 東京事務所 | 調査グループ | ダイワラクダ工業株式会社 東京支店 | 王子神谷、豊洲宿舎の備品借上げ料 | 20120401 | 20130331 | 1,236,060 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 各宿舎の賃貸借契約期間中は継続して借り上げる必要があり、備品修繕等の迅速な対応が当該業者でしか出来ないため |

平成24年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|------|------------|---------------------------|-------------------------|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 8 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 太田 幸光 | 災害対策要員公舎(道路環境課長)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,279,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 9 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 日本住宅流通 株式会社 リースマーケティング事業部 | 災害対策要員公舎(危機管理監)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,356,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 10 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | ニシキ 株式会社 高橋 恭子 | 災害対策要員公舎(危機管理室長)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,420,800 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 11 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 坂出塩田工業株式会社 高野明 | 災害対策要員公舎(副知事)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 1,476,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 12 | 青少年安全 | 青少年 | 非行防止対策グループ | 新星和不動産 株式会社 佐藤 卓 | 梅田少年サポートセンター事務室賃借料(使用料) | 20120401 | 20130331 | 1,495,056 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特別な目的(非行少年等の早期発見及び保護)を有する業務のため、物件契約先が特定される。 |
| 13 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | ダイワラクダ工業株式会社 大阪本店 | 災害対策要員公舎における調度備品の賃借契約 | 20120401 | 20130331 | 1,847,861 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 本契約は入居日までの限られた期間の中で設置若しくは過年度から継続して設置することが必要であり、入札には適さないため |

平成24年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|-------|-------|------------|---------------------------|-------------------------------------|----------|----------|-----------|-----------------------|---|
| 14 | 危機管理 | 消防防災 | 防災情報グループ | 三菱電機 株式会社 関西支社 伊藤 泰之 | 大阪府防災行政無線一斉指令システム機器の再賃貸借 | 20120401 | 20130331 | 2,066,400 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務が特定(当該機器の賃貸借)の者でなければ実施することができないものであるため |
| 15 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 合同会社大阪プロパティ・ホール | 災害対策要員公舎(消防防災課長、事業管理室参事)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 2,184,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 16 | 危機管理 | 危機管理 | 調整グループ | 生和不動産保証株式会社 | 災害対策要員公舎(参事(防災担当)、参事(国民保護担当)にかかる賃借料 | 20120402 | 20130331 | 2,280,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 公舎借入れのため、家主でなければ契約することができないものであるため |
| 17 | 危機管理 | 消防防災 | 防災情報グループ | 日立キャピタル株式会社 西日本営業本部 澤野 武志 | 大阪府緊急防災情報提供システム中継サーバ等の再賃貸借 | 20120401 | 20130331 | 2,759,520 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務が特定(当該機器の賃貸借)の者でなければ実施することができないものであるため |
| 18 | 青少年安全 | 青少年 | 非行防止対策グループ | 日亜興産 株式会社 代表取締役 原美恵子 | 難波少年サポートセンター事務室賃貸借料(使用料) | 20120401 | 20130331 | 4,032,000 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 特別な目的(非行少年等の早期発見及び保護)を有する業務のため、物件契約先が特定される。 |
| 19 | 危機管理 | 消防防災 | 災害対策グループ | 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 | 大阪府北部広域防災拠点の用地に係る土地賃借料に要する支出命令 | 20120401 | 20130331 | 7,749,633 | 地方自治法第234条の3 | 土地の所有者であるため |
| 20 | 東京事務所 | 東京事務所 | 調査グループ | 財団法人 都道府県会館 | 都道府県会館使用料 | 20120401 | 20130331 | 9,438,780 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 国(公社及び公庫を含む。)、他の地方公共団体、その他の公共的な団体と直接契約を締結するため |

平成24年度随意契約情報(使用料・賃借料)政策企画部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

| | 所属名 | | グループ名 | 契約の相手方 | 契約件名 | 開始 | 終了 | 契約金額(円) | 適用条項 | 随意契約理由 |
|----|------|------|----------------|----------------------|---|----------|----------|------------|-----------------------|--|
| 21 | 危機管理 | 消防防災 | 防災情報グループ | 日本電気 株式会社 関西支社 久田 猛夫 | 大阪府防災プラットフォームシステム(平成18年度導入分)の継続使用機器等の再賃貸借業務 | 20121201 | 20130331 | 6,990,984 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 業務が特定(当該機器の賃貸借)の者でなければ実施することができないものであるため |
| | | | 政策企画部(使用料・賃借料) | | H24. 4~5月 | 20件 | | 47,212,220 | 円 | |
| | | | | | H24. 12~H25. 1月 | 1件 | | 6,990,984 | 円 | |
| | | | | | 合 計 | 21件 | | 54,203,204 | 円 | |